

**「ETFの上場制度の見直しについて」に寄せられた
パブリック・コメントの結果について**

当取引所では、ETFの上場制度の見直しについて、その要綱を本年5月20日に公表し、6月6日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメント（証券関係団体）が寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ ETFの流動性確保や価格操作の恐れを避けるためには一定以上の受益者数が必要である。株券と同様又は運用資産規模に応じた受益者数基準を設けるのが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者数基準は、多数の投資者の需給が市場価格に統合されるなどの観点から所要の株主数を求めている株式の上場制度に倣って、ETFの制度創設時に設定したものです。 <ul style="list-style-type: none"> しかし、ETFは、株価指数に連動するように信託財産が運用されることや受益証券一口当たりの純資産総額が日々公表されることなどから価格の透明性が高く、実際、これまでのETFの流通状況を見ると、受益者数が当該基準に達していない銘柄であっても、株価指数に連動する価格が形成され、相当の流動性を示している銘柄もあるなど、株式とは異なる特性が發揮されていると思われる状況が見られることから、現行の受益者数基準を検証する余地があるものと考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> 今後の受益者数基準の見直しにつきましては、各銘柄の今夏に到来する計算期間末日における受益者数や、流動性等のデータを勘案したうえで、適切な受益者数基準のあり方を速やかに検討したいと考えております。ご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ETFはインデックスに準じた動きを期待されているので、トラッキングエラーを小さくするため、一定以上の運用資産規模を求めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラッキングエラーに係る基準としては、受益証券一口当たりの純資産総額と株価指数の相関係数についての基準を設けております。

以上